⑶　法人税法第81条の24第１項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同条第３項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第81条の24第２項において準用する同法第75条の２第２項の規定による同条第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第81条の24第３項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下⑶において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から７日以内

［⑷　略］

［２～４　略］

５　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。ただし、１⑵又は⑶の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、１⑶の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と読み替えて該当する□にレ印を付すこと。

６　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長を申請する場合（⑵に掲げる場合を除く。）　当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで

⑵　当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この記載要領において同じ。）の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から２月以内に申告納付することができない常況にあるため、申告書の提出期限の延長を申請する場合　当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

⑶　当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から３月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合（⑷に掲げる場合を除く。）　当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

⑶　法人税法第81条の24第１項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第81条の24第３項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。）　当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から７日以内

［⑷　同左］

［２～４　同左］

５　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中三段書きとなっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、１⑵の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、１⑶の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字を抹消すること。

６　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に記載し、法第72条の25第３項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日までに、同条第５項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。